

# 群馬大学共同教育学部教授会規程

令和 2.4.1 制定

改正 令和 2.4.16 令和 3.4.1

令和 4.1.19

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、群馬大学共同教育学部教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第 2 条 教授会は、群馬大学共同教育学部の主担当を命ぜられた教授及び教育学研究科の主担当を命ぜられた教授で共同教育学部を担当するものをもってこれを組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、群馬大学共同教育学部の主担当を命ぜられた准教授及び講師並びに教育学研究科の主担当を命ぜられた准教授及び講師で共同教育学部を担当するものを加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 教授会は次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項

(4) 群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第 3 条第 2 項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

3 教授会は、前 2 項に掲げる事項のほか、共同教育学部に係る運営に関して必要となる基本的事項等を審議することができる。これらの基本的事項等については、宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議において協議することとする。

(議 長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 学部長に事故あるときは、副学部長が議長の職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 教授会は、構成員(海外旅行中の者、休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

2 構成員は、群馬大学以外の場所で勤務していることを理由として教授会を欠席する場合、議事に関する権限を他の構成員に委任する旨の書類(以下「委任状」という。)を議長に提出することができる。議長は、本条の適用にあたり、委任状を提出した構成員を出席しているものとして扱うことができる。

3 議決は出席者の過半数により、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、第 3 条第 3 号に関する議事は、出席した構成員の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。

(事 務)

第6条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月19日から施行する。